

文京区長
煙 山 力 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内 山 忠 明

「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」に係る個人情報の収集及び外部提供について（答申）

平成 16 年 7 月 7 日付 16 文企広第 185 - 2 号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 本件連絡制度について

「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」（以下「本件連絡制度」という。）は、警察と学校とが情報を共有することにより、問題行動のある児童・生徒や犯罪に関与した児童・生徒への効果的な指導を図り、また児童・生徒が被害者となることを防止しようとするものである。したがって、本件連絡制度が適切に運営されるならば、児童・生徒の健全な育成に資するものと考えられる。

2 個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

本件連絡制度は、児童・生徒の個人情報について、学校が警察から提供を受け、また学校が警察へ提供する方法で実施されるものである。

本件連絡制度により、学校が警察から個人情報の提供を受ける場合は、特定の情報について警察から学校長に連絡されることにより個人情報の収集が行われることになる。また学校から警察へ個人情報が提供される場合は、本件連絡制度の趣旨から予め事前に本人の同意を得ることになじまない場合もあると考えられる。これらの場合においては、本人の関知し得ないところで個人情報が取扱われるので、個人情報保護

の観点から、具体的な基準を設定し、どのような場合に個人情報警察から収集され、あるいは警察へ提供されることがあるのかについて、児童・生徒及び保護者が知り得る状態におくことが必要である。このことについて当審議会は、実施機関から提示された「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に係る実施要綱（案）」（以下「要綱（案）」という。）において定める基準（別紙実施基準 1 及び 2）によることが適当であると認める。

3 本人への通知の省略について

個人情報を本人以外から収集した場合及び外部提供した場合は、原則として本人へ通知しなければならない（文京区個人情報の保護に関する条例第 8 条第 3 項、第 15 条第 3 項による第 14 条第 3 項の準用）。しかし、本件連絡制度においては、児童・生徒への指導や防犯に係る情報など、取扱う個人情報の性質から、本人に通知することが必ずしも適当でない場合があることも考えられる。その場合には本件連絡制度の目的を達成するとともに、制度を円滑に実施するために、本人への通知を省略できるとすべきである。通知を省略できる場合についても、上記 2 と同様に具体的な基準を設定し、通知を省略されることがあることを、児童・生徒及び保護者が知り得る状態におくことが必要である。このことについて当審議会は、実施機関から提示された要綱（案）において定める基準（別紙実施基準 3）によることが適当であると認める。

4 その他の制度運営上の留意事項

本件連絡制度の対象となる個人情報は、個人の重大なプライバシーに係るものを含み、不適切に取扱われた場合に児童・生徒へ深刻な影響をもたらす可能性がある。したがって、本件連絡制度の運用にあたっては、成長過程にある児童・生徒の健全育成という目的を逸脱しないよう、収集及び提供する個人情報は、制度の目的を達成するために必要な範囲に限定し、その取扱いについては慎重な配慮がなされるべきである。

また、本件連絡制度の運用の適正を確保するため、学校教職員へ本件連絡制度の趣旨を周知させること、並びに児童・生徒及び保護者への説明を十分に行うことのほか、学校における連絡責任者及び連絡担当者の指定、記録の方法及び複写や電子計算組織への記録の制限、情報の廃棄時期など、実施機関から提示された要綱（案）に示されたように個人情報の管理体制について具体的な基準を設け、本件連絡制度を運用すべきである。

「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」に係る個人情報の収集及び外部提供の実施基準

1 個人情報を、警察から収集することができる場合

ア 逮捕事案

イ く犯少年送致事案

ウ その他児童・生徒の問題行動及び児童・生徒が犯罪の被害者となり、又は被害者となる可能性がある事案で、警察署長が学校長への連絡を必要と認める事案

2 個人情報を本人の同意なく、警察へ提供できる場合

ア 深刻な暴力を伴う事案や刃物を使った傷害事案など、児童・生徒が、現に重大な犯罪を犯し、あるいは犯罪を犯す強い蓋然性がある場合であって、学校だけでは解決が困難であるため、緊急に警察の対応が必要であると認められる事案

イ 援助交際、薬物使用など深刻な問題行動又は犯罪に児童・生徒が関係し、学校だけでは解決が困難であるため、警察の協力が必要であると認められる事案

ウ 集団的暴走行為や深刻な学校間抗争など、集団によって行われる問題行動に児童・生徒が関係し、学校だけでは解決が困難であるため、警察の協力が必要であると認められる事案

エ 児童虐待など、児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりするおそれがある場合その他児童・生徒の生命、身体に重大な危険が生ずる恐れがあり、これを防ぐため、警察の協力が必要であると認められる事案

3 警察からの収集後及び警察への外部提供後の本人あて通知を省略できる場合

ア 本人に通知することが、当該児童・生徒に対する指導の障害となり、事案の解決をかえって困難にすることが明らかである場合

イ 対象事案が犯罪に関係する場合であって、犯罪捜査過程の情報など警察の業務の円滑な実施を困難にすることが明らかである場合